

※令和6年と令和7年の収入に変化がない場合、一部早期給付の申請をせずに、7月中旬以降に受付開始予定の通常申請時に申請をすることで、年額を一括受給することも可能です。

令和8年度 奨学のための給付金（一部早期給付）

奨学のための給付金とは、授業料以外の教育費の負担を軽減するために、返済不要の給付金が保護者の口座に振り込まれる制度です。

通常は7月に申請を受け付けますが、新入生のうち希望者は、令和6年の収入をもとに審査をし、年額の4分の1を早期に受給することができます。なお、残りの4分の3を受給するためには、7月の通常申請（令和7年の収入による審査）時に再度申請が必要となりますのでご注意ください。

● 申請方法

必要書類の提出

※①生活保護世帯、②非課税世帯 又は 保護者全員の都道府県民税・区市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満/182,500円未満の世帯（二世帯年収～490万円未満程度）、③家計急変世帯によって必要書類が異なります。【必要書類一覧】をご確認のうえ、書類を提出してください。

● 申請期限

令和8年7月7日（火） @経営企画室窓口に提出

※締め切りを過ぎてからの提出は原則として受け付けられませんのでご注意ください。

問い合わせ先

〒190-8583 東京都立川市泉町 935-4

都立砂川高等学校 経営企画室

通信制学事担当

Tel: 042-537-4611

【必要書類一覧】

生活保護受給世帯

- ①奨学のための給付金受給申請書（一部早期給付）
- ②支払金口座振替依頼書（印鑑を2か所押してください）
- ③通帳（支店コード・口座番号・口座名義人等が確認できるページ）のコピー
※①で指定した口座のもの。キャッシュカードでも可。
- ④生業扶助受給証明書（「生業扶助受給」等の記載があれば、生活保護受給証明書でも可）
※受給開始日が「令和8年4月1日よりも前」
証明書の発行日が「令和8年4月1日よりも後」であることに注意

非課税世帯 又は 保護者全員の都道府県民税・区市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満/182,500円未満の世帯（世帯年収目安：～490万円未満）

- ①奨学のための給付金受給申請書（一部早期給付）
- ②支払金口座振替依頼書（印鑑を2か所押してください）
- ③通帳（支店コード・口座番号・口座名義人等が確認できるページ）のコピー
※①で指定した口座のもの。キャッシュカードでも可。
- ④保護者全員分の令和7年度住民税（非）課税証明書
- ⑤生徒本人の本籍と保護者の住所の記載のある住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書
※証明書の発行日が「令和8年4月1日よりも後」であることに注意
※国籍が日本国以外の場合、国籍・在留資格・在籍期間等が記載されたものを提出
- ⑥（※生徒本人に保護者等がおらず他の者の収入により生計を維持している場合のみ）扶養誓約書

家計急変世帯

【給付対象】

令和8年4月1日までに保護者等の非自発的な失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、保護者等全員の都道府県民税及び区市町村民税所得割額が182,500円未満相当となる見込みの世帯。

- ①奨学のための給付金受給申請書（一部早期給付）
- ②支払金口座振替依頼書（印鑑を2か所押してください）
- ③通帳（支店コード・口座番号・口座名義人等が確認できるページ）のコピー
※①で指定した口座のもの。キャッシュカードでも可。
- ④生徒本人の本籍と保護者の住所の記載のある住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書
※証明書の発行日が「令和8年4月1日よりも後」であることに注意
※国籍が日本国以外の場合、国籍・在留資格・在籍期間等が記載されたものを提出
- ⑤家計急変の事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出書など
- ⑥家計急変前の収入を証明する書類
令和7年度住民税課税証明書、令和7年度特別徴収税額通知書・令和7年度住民税納税通知書
- ⑦家計急変後の収入を証明する書類
会社作成の給与見込・直近の給与明細3ヶ月分、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等
- ⑧扶養誓約書